

ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱

平成23年4月1日22環第288号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定）においては、国産のバイオマス由来の輸送用燃料（以下「バイオ燃料」という。）の利用促進を図ることが示され、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」（平成19年2月バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議決定）においても、今後、技術開発を進め、稲わら等のセルロース原料や資源作物からバイオ燃料を高効率に製造できる技術等を開発し、バイオ燃料の生産拡大を目指すこととされている。

このような中、農地に由来する草本類であって、収集コストの面から農地に放置される等未利用である稲わら、麦わら、もみ殻等の農産物の非食用部等のソフトセルロースに係る原料（以下「ソフトセルロース系原料」という。）は、農村部に広く薄く分布しているものの、これを利用して効率的にバイオ燃料を製造する技術が未だ確立されていない状況であり、ソフトセルロース系原料の利活用を促進するに当たっては、ソフトセルロース系原料を安価で効率よく収集運搬する技術を開発するとともに、効率的にバイオ燃料を製造する技術を確立することが必要である。

このため、農村の地域資源であるソフトセルロース系原料を利活用して、農村の振興を図るとともに、ソフトセルロース系原料から効率よくバイオ燃料を製造する技術を確立することを目的とし、ソフトセルロース系原料の収集運搬、バイオ燃料の製造及び利用に係る一体的な取組並びにこれらの取組に係る情報の発信等を支援する「ソフトセルロース利活用技術確立事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次の1及び2のとおりとする。

1 ソフトセルロース利活用推進事業

別紙1に基づき、ソフトセルロース系原料の収集運搬、バイオ燃料製造等に係る技術実証を一体的に行うモデル地区（以下「ソフトセルロース利活用モデル地区」という。）の管理、評価及びソフトセルロース利活用モデル地区において実施された技術実証の成果に係る情報の発信を行う。

2 ソフトセルロース利活用モデル事業

別紙2に基づき、ソフトセルロース利活用モデル地区において、ソフトセルロース

系原料の利活用に係る技術の確立に資するソフトセルロース系原料の収集運搬、バイオ燃料製造等に係る技術実証及び当該技術実証の達成に必要な実証設備の整備を行う。

第3 推進指導

国は、本事業の円滑な推進を図るため、農林水産省本省及びソフトセルロース利活用モデル地区が所在する都道府県を所管する地方農政局（北海道にあっては農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）における推進指導体制を整備するとともに、ソフトセルロース利活用モデル地区の属する都道府県、関係市町村、農業者団体、実需者団体その他関係機関と密接な連携を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

第4 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が別に定めるところによるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
2. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1819号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
3. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1819号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される事業の平成23年度以降に行う事業の評価等については、本要綱により実施するものとする。
4. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1819号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成22年度以前に採択された事業のうち平成23年度以降も継続して実施する事業については、本要綱により実施するものとする。
5. ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1819号農林水産事務次官依命通知）の事業について、同要綱別紙2の第5の2の（1）及び（2）に基づき農村振興局長に申請及び報告された平成23年度事業実施計画及び審査結果報告については、本要綱の制定に伴い、本要綱別紙2の第5の2の（1）及び（2）に基づき申請及び報告されたものと見なす。

(要綱別紙一覧)

別紙1 ソフトセルロース利活用推進事業の実施方法

別紙2 ソフトセルロース利活用モデル事業の実施方法

(別紙1) ソフトセルロース利活用推進事業の実施方法

第1 事業の目的

稲わら等の農産物の非食用部等を利活用したバイオ燃料の製造に係る取組が強く求められている中、ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を製造する技術開発を推進し、バイオ燃料の利用促進を図ることは、穀物等の食用農産物由来のバイオ燃料の生産による食料の安定供給への影響を軽減させるとともに、これまで廃棄を前提としてきた地域資源の有効利用による循環型社会の形成に資するものである。

このため、ソフトセルロース系原料の収集からバイオ燃料の製造及び利用までの一体的な取組を推進することを目的として、バイオマスの利活用等に関する知見を有する団体を通じて、ソフトセルロース利活用モデル地区の管理及び評価を行うとともに、ソフトセルロース系原料を利活用した技術を広く一般に情報発信する「ソフトセルロース利活用推進事業」(以下「推進事業」という。)を実施する。

第2 事業内容

推進事業の内容は、次の1から3までのとおりとする。

1 ソフトセルロース利活用モデル地区の管理

(1) 地区審査委員会の開催

ソフトセルロース利活用モデル地区の選定に係る地区審査委員会を設置し、第3に規定する民間推進団体が事務局としてこれを運営する。なお、地区審査委員会の開催に当たっては、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、ソフトセルロース系原料の利活用に関する技術に精通した学識経験者等(以下「学識経験者等」という。)の意見を聴取するものとする。

(2) ソフトセルロース利活用モデル地区の実施状況の確認等

事業実施期間中において毎年度、ソフトセルロース利活用モデル地区から申請のあった事業実施計画を審査し、環境バイオマス政策課長に報告するとともに、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、ソフトセルロース利活用モデル地区における事業の実施状況の確認、ソフトセルロース利活用モデル地区の交付金の執行状況の確認等の執行管理を行う。

2 技術実証の評価等

事業実施期間中において毎年度、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、ソフトセルロース利活用モデル地区が実施した技術実証の評価に係る委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、第3に規定する民間推進団体が事務局としてこれを運営する。また、評価委員会の指示等に基づき、技術実証の補足調査又は技術実証の結果の再現確認実験を行うことができる。

3 情報の発信

ソフトセルロース利活用モデル地区が実施した技術実証の結果等ソフトセルロース系原料の利活用に関する技術を広く一般に情報発信するとともに、事業完了時には、ソフトセルロース利活用モデル地区が実施した技術実証の結果をマニュアルとして取りまとめる。

第3 事業実施主体

推進事業の事業実施主体は、第5の1の(2)により業務提案書が承認された民間団体（以下「民間推進団体」という。）とする。

第4 事業実施期間

推進事業の事業実施期間は、平成23年度から平成24年度までとする。

第5 事業実施手続

1 業務提案書

- (1) 推進事業を実施しようとする者は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施に当たっての具体的な事業内容、実施方法等を記載した業務提案書を作成し、環境バイオマス政策課長に申請するものとする。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)により申請のあった業務提案書を審査の上、第6の採択要件を満たし、かつ、推進事業を実施させることが適当であると認められるときは、当該業務提案書を承認し、その旨を通知するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長が別に定める業務提案書の重要な変更については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

2 業務実施計画

- (1) 民間推進団体は、業務提案書の内容を達成するため、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施期間中において毎年度、当該年度の事業実施に係る内容等を記載した業務実施計画を作成し、環境バイオマス政策課長に申請しなければならない。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)により申請のあった業務実施計画を審査し、必要に応じて指導又は調整を行った上で、当該業務実施計画を承認し、その旨を民間推進団体に通知するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長が別に定める業務実施計画の重要な変更については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

第6 採択要件

推進事業の採択に当たっては、第5の1の業務提案書の内容が次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- 1 農業及び農村振興に関する知見、バイオマスの利活用に関する知見等を有し、推進事業の実施に当たっての適格性があると認められること。
- 2 事業内容及び実施方法が妥当であること。

第7 助成

国は、予算の範囲内で、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、推進事業に関連して必要となる経費について、定額を民間推進団体に助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告

民間推進団体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施期間中において毎年度、推進事業の実施状況を環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

(別紙2) ソフトセルロース利活用モデル事業の実施方法

第1 事業の目的

稲わら等の農産物の非食用部等のソフトセルロースは、農村部に広く薄く分布しているものの、これを利用して効率的にバイオ燃料を製造する技術が未だ確立されていないことから、その十分な利活用が図られていない状況であり、バイオ燃料の利用促進に向けた取組を進めるに当たっては、バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて、ソフトセルロースをその原料として利活用していく必要がある。

このため、ソフトセルロース系原料を利活用して、その収集運搬及びバイオ燃料の製造等に係る技術の確立に資することを目的として、選定されたソフトセルロース利活用モデル地区において、原料の収集運搬及びバイオ燃料製造等に係る技術実証を一体的に行う取組を支援する「ソフトセルロース利活用モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を実施する。

第2 事業内容

モデル事業の内容は、次の1及び2のとおりとする。

1 技術実証

ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を製造し、ソフトセルロース系原料の利活用に係る技術の確立に資する次に掲げる技術実証を行う。ただし、(3)の技術実証については、ソフトセルロース系原料の利活用を図るために、事業実施主体が必要であると認める場合に限り、実施するものとする。

- (1) 収集運搬に係る技術実証
- (2) バイオ燃料製造に係る技術実証
- (3) 走行に係る技術実証

2 実証設備の整備

1に掲げる技術実証の達成に必要な次に掲げる設備の整備を行う。

- (1) ソフトセルロース系原料貯蔵設備
- (2) バイオ燃料製造設備
- (3) バイオ燃料混合設備
- (4) バイオ燃料供給設備
- (5) その他技術実証の達成を図るために一体的に必要な設備

第3 事業実施主体

モデル事業の事業実施主体は、第2の1に掲げる技術実証ごとに設けるものとし、第5の1の(4)によりソフトセルロース利活用計画を承認された者とし、当該事業実施

主体が、第2の2も行うものとする。ただし、モデル事業の各事業実施主体は、第2の1に掲げる技術実証を円滑かつ効率的に実施するため、第5の1のソフトセルロース利活用計画の下で、連携して取り組むものとする。

また、同一の事業実施主体が第2の1に掲げる複数の技術実証を実施することは妨げない。

第4 事業実施期間

- 1 第2の1については、平成20年度から平成24年度までとする。
- 2 第2の2については、事業開始年度中に終了するものとする。ただし、事業実施期間を複数年度とすることが適当であると認められる場合においては、この限りではない。

第5 事業実施手続

1 ソフトセルロース利活用計画

- (1) ソフトセルロース利活用計画とは、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、モデル事業の終了時点において達成すべき事業目標を設定した収集運搬実証計画、バイオ燃料製造実証計画及び走行実証計画により構成されるものとする。
- (2) モデル事業を実施しようとする者は、ソフトセルロース利活用計画をモデル事業を実施しようとする者すべての連名で作成し、環境バイオマス政策課長に申請するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長は、(2)により申請のあったソフトセルロース利活用計画を民間推進団体に送付し、民間推進団体は、送付のあった当該ソフトセルロース利活用計画を、別紙1の第2の1の(1)の地区審査委員会において、第6に掲げる要件のすべてに適合するか否か、かつ、モデル事業を適切に実施することができるか否かにつき審査を行い、その審査結果を環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (4) 環境バイオマス政策課長は、(3)による報告を受け、予算の範囲内で、当該ソフトセルロース利活用計画を承認し、その旨を通知するものとする。
- (5) 環境バイオマス政策課長が別に定めるソフトセルロース利活用計画の重要な変更については、(2)から(4)までに準じて行うものとする。

2 事業実施計画

- (1) モデル事業の各事業実施主体は、ソフトセルロース利活用計画の内容を達成するため、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施期間中において毎年度、当該年度の事業実施に係る内容等を記載した収集運搬実証事業実

施計画、バイオ燃料製造実証事業実施計画及び走行実証事業実施計画により構成される事業実施計画を作成し、モデル事業の各事業実施主体の連名で、民間推進団体を經由して、環境バイオマス政策課長に申請しなければならない。

- (2) 民間推進団体は、(1)により申請のあった事業実施計画を審査し、必要に応じて指導又は調整を行った上で、当該事業実施計画が適当と認められる場合は、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長は、(2)による報告を受け、予算の範囲内で、当該事業実施計画を承認し、モデル事業の各事業実施主体に通知するものとする。
- (4) 環境バイオマス政策課長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

第6 採択要件

モデル事業の採択に当たっては、第5の1のソフトセルローズ利活用計画の内容が次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- 1 ソフトセルローズ利活用モデル地区として業務遂行能力を有していると認められること。
- 2 第2の1に掲げる技術実証の早期開始が可能と見込まれること。
- 3 農業等の振興が図られる取組であり、かつ、事業内容及び実施方法が妥当であること。
- 4 関係法令の許認可が得られる見込みがあること。

第7 助成

- 1 国は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、予算の範囲内で、第2の1の事業の内容に関連して必要となる経費について、定額をモデル事業の各事業実施主体に助成するものとする。
- 2 国は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、予算の範囲内で、第2の2の事業の内容に関連して必要となる経費について、定額(1/2相当)をモデル事業の各事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業の実施方針

- 1 ソフトセルローズ利活用モデル地区は、交付金及び補助金に係る予算の適正な執行に努めるものとする。
- 2 ソフトセルローズ利活用モデル地区は、石油価格変動等の外部要因に対して、自ら適切に対処するよう努めるものとする。
- 3 ソフトセルローズ利活用モデル地区は、事業を実施するに当たって疑義が生じた場

合は、民間推進団体に対して技術的助言を求め、円滑に事業を実施するものとする。
なお、民間推進団体はソフトセルロース利活用モデル地区から技術的助言を求められた場合は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するものとする。

- 4 第2の1の技術実証については、政策目標を国民に分かる形で明確に設定し、目標達成のために弾力的かつ効果的に予算を執行し、目標の達成状況を厳しく評価するという「成果重視事業」の枠組みの中で、適切な評価を行いながら、複数年にわたり、計画的に新技術の導入に向けた開発等を実施するものとする。

第9 事業の評価

1 事業の評価

- (1) モデル事業の各事業実施主体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施期間中において毎年度、事業の進捗状況、モデル事業の終了時に第8の4の目標が達成される見込み等について、モデル事業の各事業実施主体の連名で、民間推進団体に報告するものとする。
- (2) 民間推進団体は、(1)による報告があったときは、別紙1の第2の2の評価委員会を開催し、事業の進捗状況等の検証及び評価を行うこととし、必要に応じてソフトセルロース利活用モデル地区に対する指導等の措置を講ずるものとする。
- (3) 民間推進団体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、検証及び評価の内容について、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

2 改善措置

- (1) モデル事業の各事業実施主体は、1の評価の結果、モデル事業の終了時に目標を達成することが困難であると判断する場合には、その要因及び目標の達成に向けた方策等を検討し、モデル事業の各事業実施主体の連名で、民間推進団体に報告するものとする。
- (2) 民間推進団体は、(1)による報告があったときは、目標の達成に向けて、ソフトセルロース利活用モデル地区に対する指導等の措置を講ずるものとする。
- (3) 民間推進団体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、(2)の措置を講じた際は、速やかに環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

3 目標の達成に向けた取組が行われない場合の措置

- (1) 民間推進団体は、事業実施期間内において、2の措置を講じてもなお目標の達成が困難であり、さらにソフトセルロース利活用モデル地区がその達成に向けた十分な取組を行っていないと認められる場合には、学識経験者等の意見を聴取した上で、速やかに環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (2) 民間推進団体は、ソフトセルロース利活用モデル地区の故意又は重大な過失等

により、目標が達成されていないと認められる場合には、学識経験者等の意見を聴取した上で、速やかに環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

- (3) 環境バイオマス政策課長は、(1) 及び (2) による報告があった際は、事業実施計画の承認の全部又は一部を取り消すことができ、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金及び補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第10 収益納付

- 1 モデル事業を行う各事業実施主体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、収益が生じた場合には、モデル事業の実施に係る収支の状況を民間推進団体に報告するものとする。
- 2 民間推進団体は、1 の報告に基づき、モデル事業の実施によりモデル事業の各事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、モデル事業の各事業実施主体に対して、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができるものとする。